

## 2-3. 圏域形成等に係る整理・分析

### (1) 既往設定圏域の整理

各主体によって設定されている近畿圏の圏域について、その状況等を把握する。

#### 1) 生活圏・都市圏

- ・ 広域生活圏
- ・ 地方生活圏
- ・ 都市雇用圏
- ・ 国土交通省の設定する都市圏（都市・地域レポート2005より）
- ・ 総務省の設定する都市圏（1.5%都市圏）

#### 2) 中山間地域等

- ・ 農業統計区分（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域）
- ・ 地域振興5法の指定地域（特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、半島振興法）等

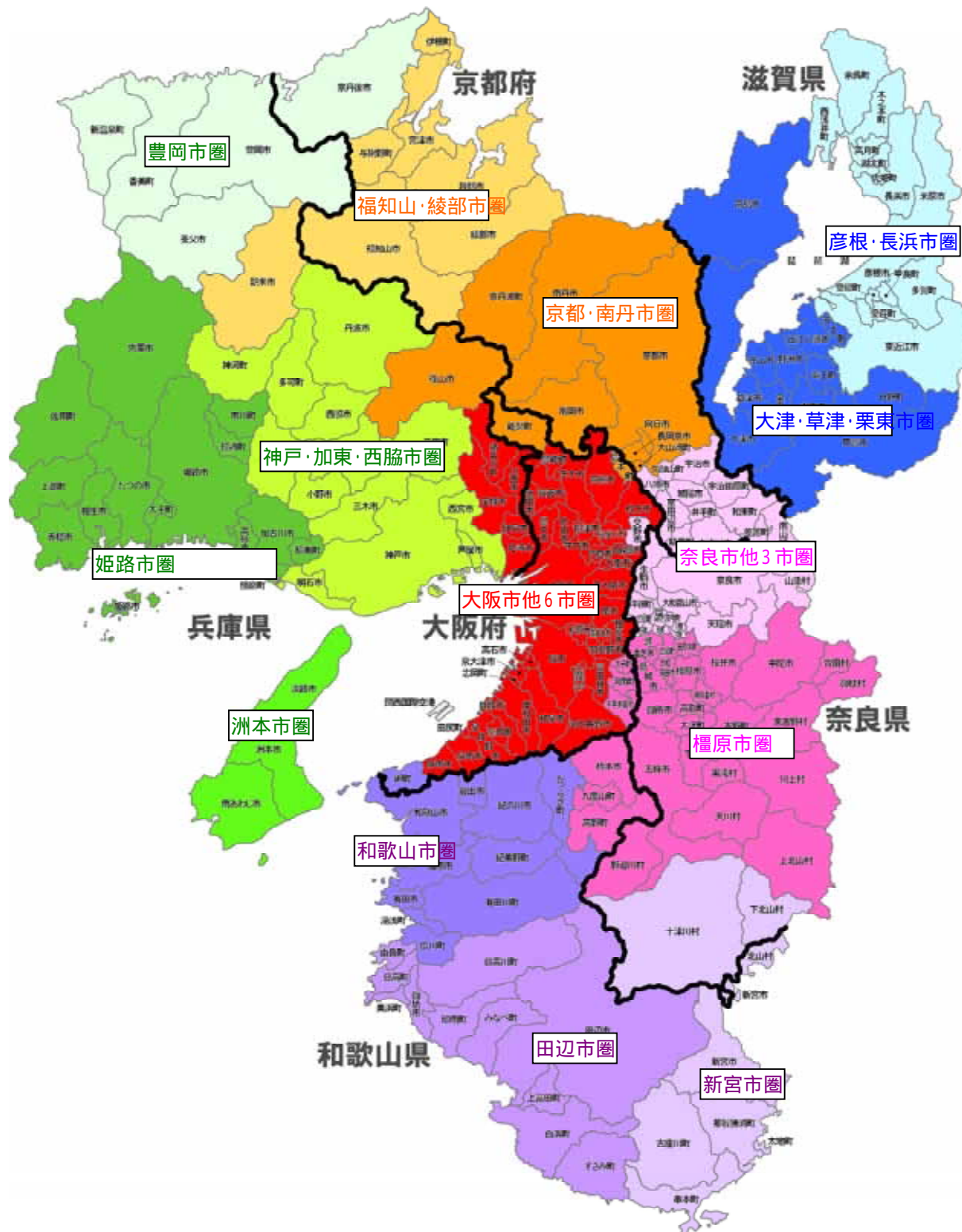
## 1)生活圏・都市圏

### 広域生活圏

広域生活圏とは、自立し国際的な競争力を持ちうる広域的な圏域である「地域ブロック」と、生活に密着した視点から、複数の市、町、村にまたがる一定のまとまりと活力を持った地域社会を形成する「生活圏域」からなる「二層の広域圏」の考え方を基本に、現在、国土交通省で検討中の圏域である。

中心都市としては、「定住人口3万人以上、昼夜間人口比率1.0以上の市町村」のほか、京阪神都市圏細分化のため「県庁所在地及び橿原市」とし、中心都市の役場から原則として1時間でアクセスできる役場を含む市町村の区域としている。

< 近畿圏における広域生活圏 >

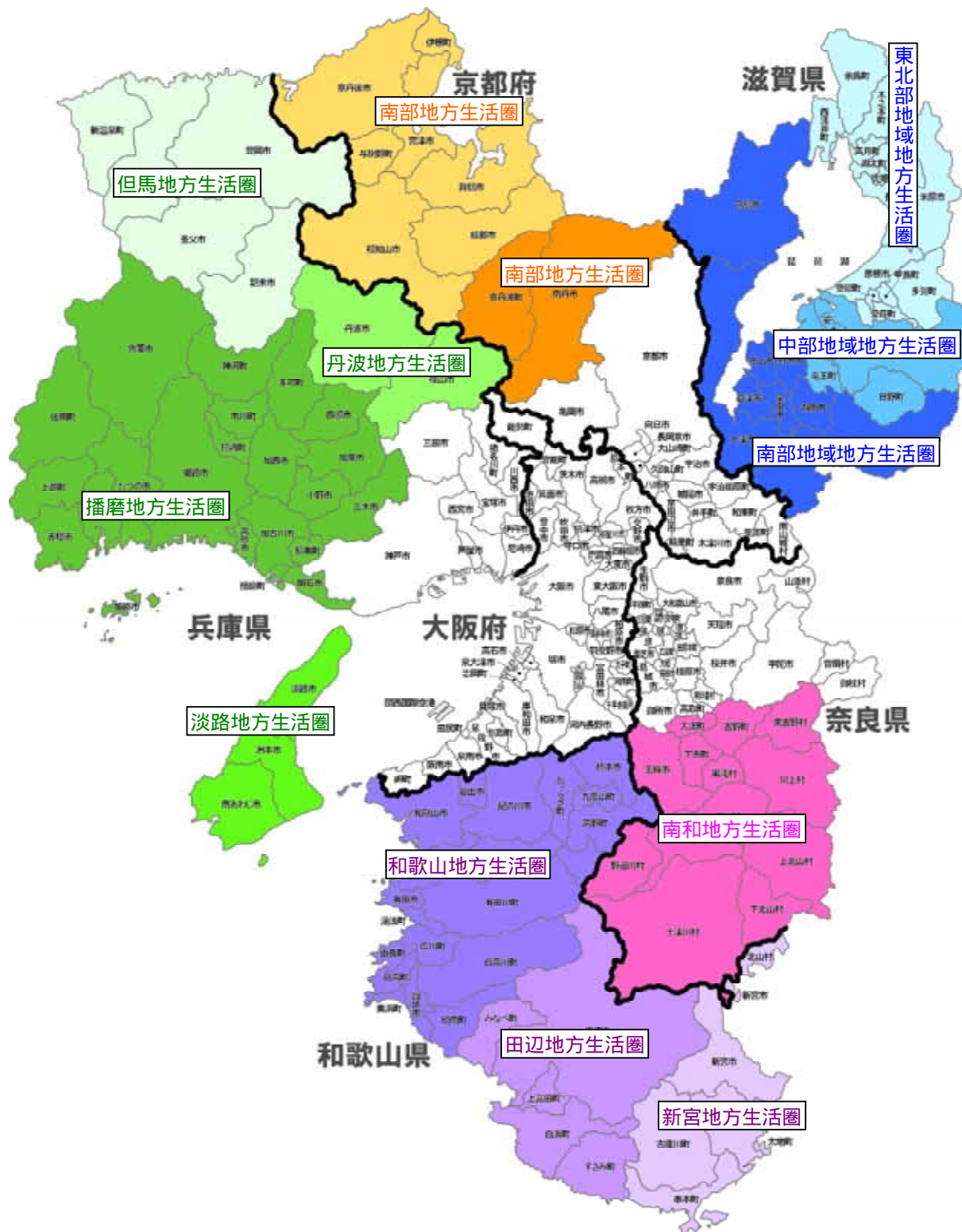


## 地方生活圏

国土交通省では、都市と周辺の濃山漁村を一体的な生活の場としてとらえ、地域住民の日常生活を重視した地域整備をねらいとして、昭和44年以降、全国に179の地方生活圏を設定し、地方生活圏計画に基づき圏域整備に取り組んでいる。

地方生活圏は、総合病院、各種学校、中央市場等の広域利用施設を中心とした、中心都市人口15万人以上、圏域範囲半径20～30km（バスで1～1.5時間）の圏域としている。

< 近畿圏における地方生活圏 >



## 都市雇用圏

都市雇用圏は、「日本の都市圏設定基準」（金本良嗣・徳岡一幸 『応用地域学研究』 No.7, 1-15, (2002)）によって提案された都市圏である。

ここでは、中心都市と郊外を以下のように定義づけられている。

### )中心都市の定義

以下の条件のいずれかを満たす市町村を中心都市とする。複数存在する場合には、それらの集合を中心とする。

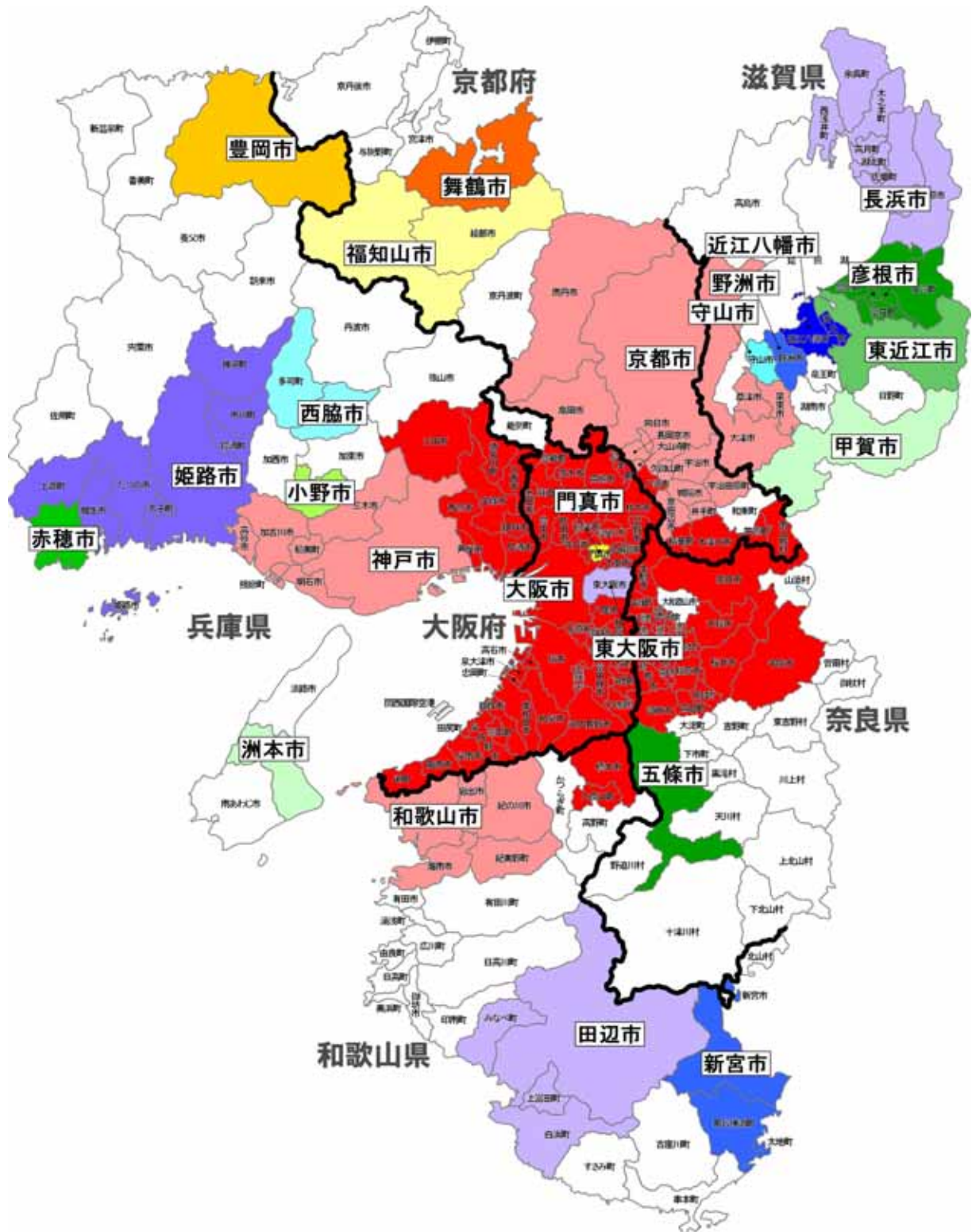
- ・ DID人口が1万以上の市町村で、他都市の郊外でない。
- ・ 郊外市町村の条件を満たすが、
  - a. 従業常住人口比が1以上で、
  - b. DID人口が中心市町村の3分の1以上か、あるいは10万以上である。

### )郊外の定義

中心都市への通勤率が

- a. 10%以上のものを(1次)郊外市町村とし、
- b. 郊外市町村への通勤率が10%を超え、しかも通勤率がそれ以上の他の市町村が存在しない場合には、その市町村を2次以下の郊外市町村とする。ただし、
  - ・ 相互に通勤率が10%以上である市町村ペアの場合には、通勤率が大きい方を小さい方の郊外とする。
  - ・ 中心都市が複数の市町村から構成される場合には、それらの市町村全体への通勤率が10%以上の市町村を郊外とする。
  - ・ 通勤率が10%を超える中心都市が2つ以上存在する場合には、通勤率が最大の中心都市の郊外とする。
  - ・ 中心都市及び郊外市町村への通勤率がそれぞれ10%を超える場合には、最大の通勤率のものの郊外とする。

< 近畿圏における大都市雇用圏 (10%都市圏) >



国土交通省の設定する都市圏(都市・地域レポート2005より)

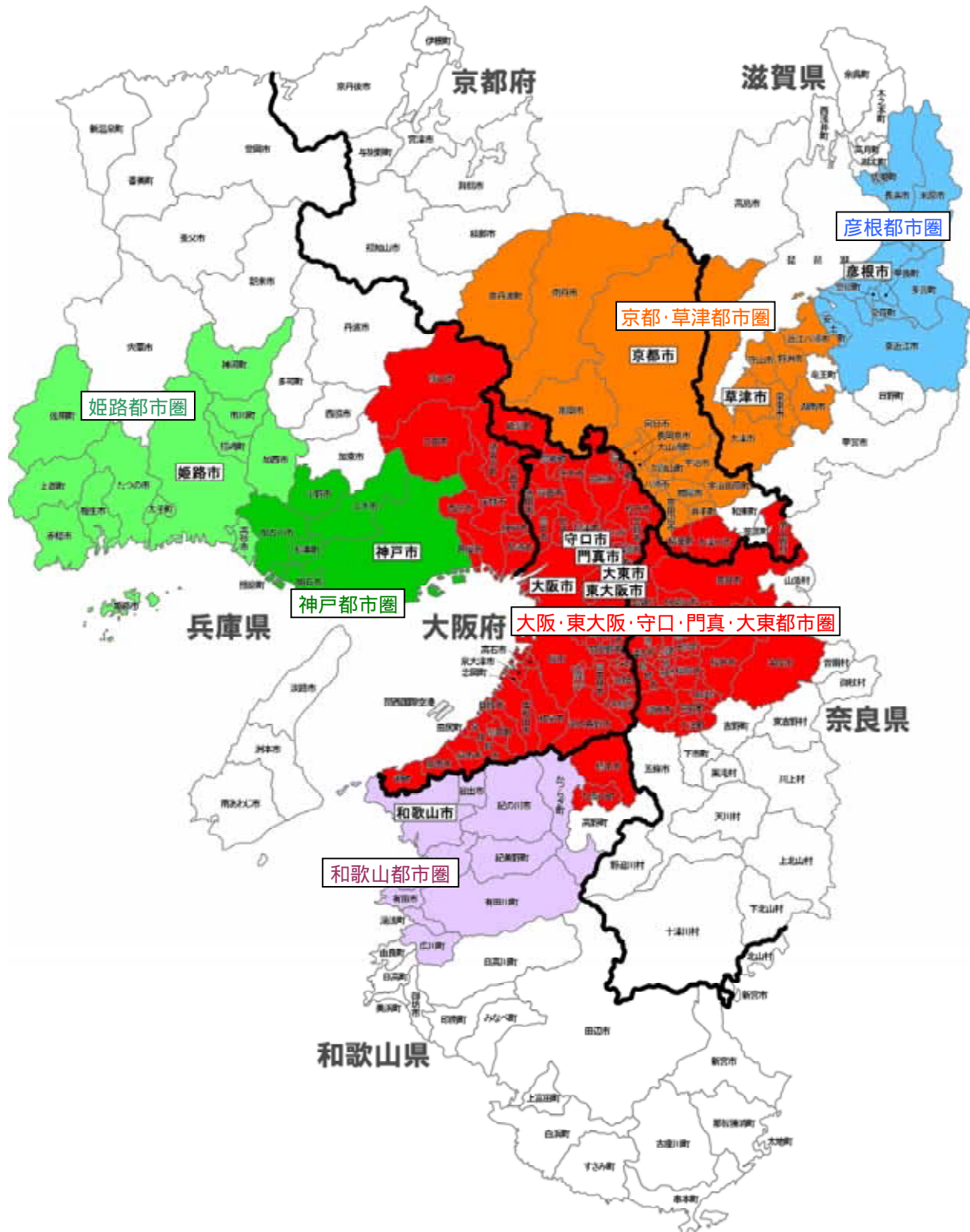
「都市・地域レポート2005」(平成17年7月26日;国土交通省)において、設定された都市圏であり、以下の定義に基づく。

**都市圏**

- ・住民の生活の中心となる人口10万人以上で昼夜間人口比率が1以上の都市を核都市として、核都市への通勤通学者が、全通勤通学者の5%以上または500人以上である市町村を含む圏域である(核都市が20km以内に併存する場合には、連結して一つの都市圏とする)。



< 都市・地域レポート2005における都市圏(5%都市圏) >



#### 総務省の設定する都市圏(1.5%都市圏)

総務省統計局が広域的な都市地域を規定するため行政区域を越えて設定した統計上の地域区分であり、以下の中心市及び周辺市町村にて構成されるものである。

##### 中心市

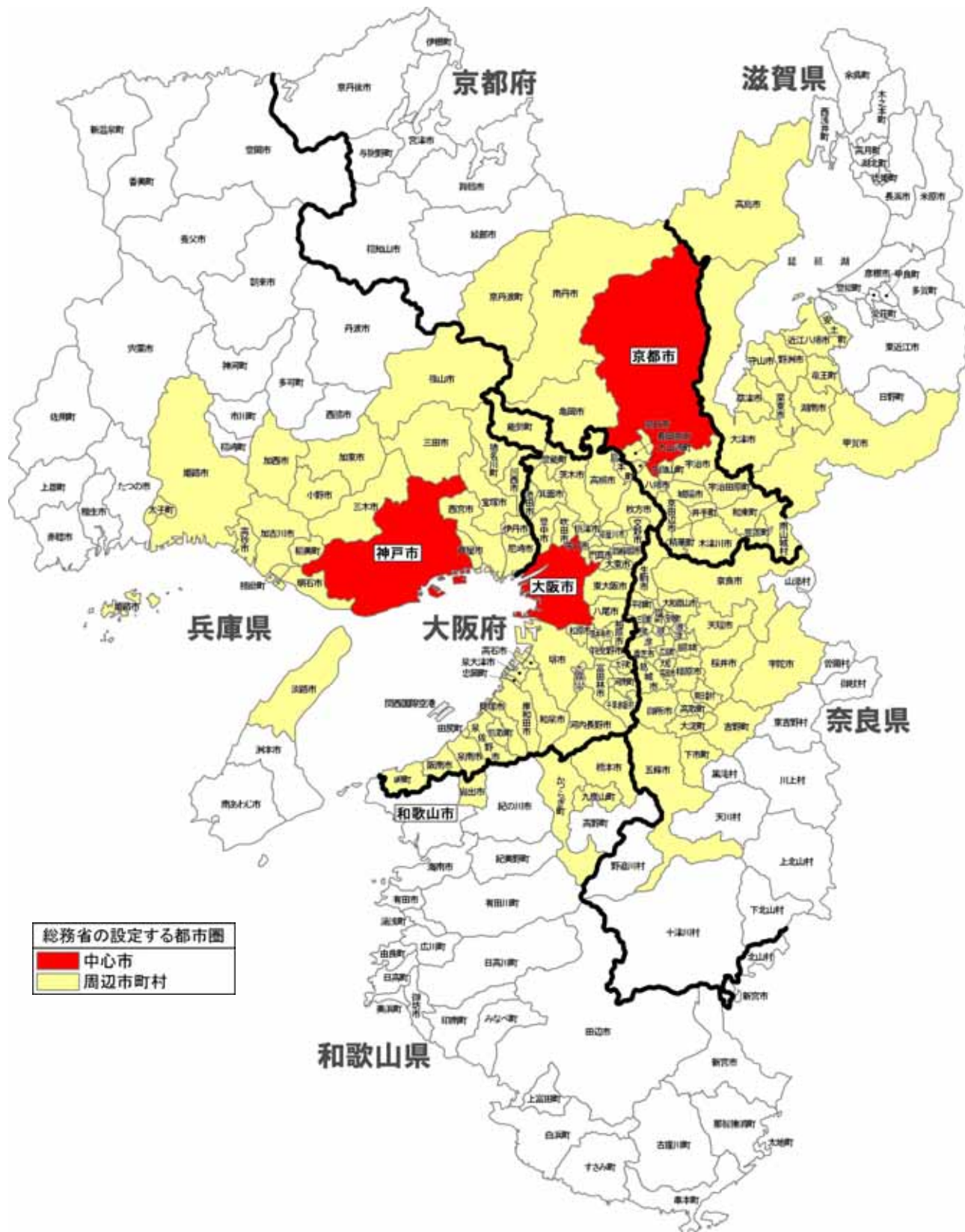
大都市圏の中心市は、東京特別区部(東京23区)、および、その他の政令指定都市。この際、中心市同士の距離が近い場合には、その地域を統合して1つの大都市圏とする。

都市圏の中心市は、大都市圏に含まれない人口50万人以上の市。

##### 周辺市町村

周辺市町村は、中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が当該市町村の常住人口の1.5%以上であり、かつ、中心市と接続している市町村とする。ただし、通勤・通学者数の割合が1.5%未満の市町村であっても、周囲を周辺市町村に囲まれている場合には周辺市町村とする。

< 総務省の設定する都市圏 (1.5%都市圏) >



## 2) 中山間地域等

中山間地域については、食料・農業・農村基本法第35条において、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」と定義されているが、その範囲を規定する明確な定義は存在しておらず、各都道府県で各々の定義を設け、設定している状況である。

一般的には、その範囲の考え方としては、大きく2つの考え方がある。

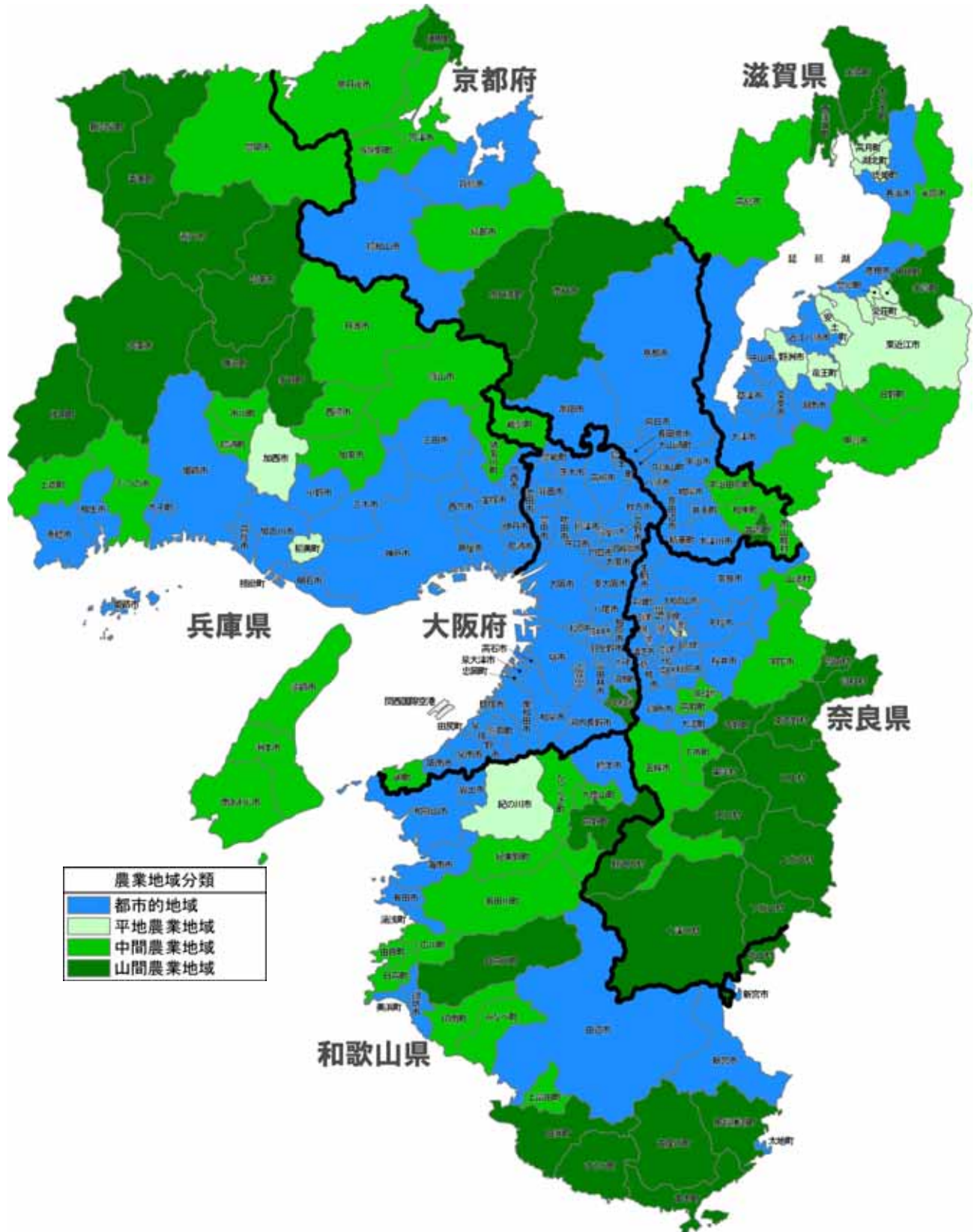
農林統計に用いる農業地域類型に区分された中間農業地域と山間農業地域  
地域振興立法(過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法による指定市町村の地域)の対象となる地域

農業統計区分(都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域)

農林統計に用いる農業地域類型は、以下の4類型である。

地域類型区分	定 義
都市的地域	人口密度が 500 人 / km <sup>2</sup> 以上、D I D 面積が可住地の 5% 以上を占める等都市的な集積が進んでいる市町村
平地農業地域	耕地率が 20% 以上、林野率が 50% 未満又は 50% 以上であるが平坦な耕地が中心の市町村
中間農業地域	平地農業地域と山間農業地域との中間的な地域であり、林野率は主に 50% ~ 80% で、耕地は傾斜地が多い市町村
山間農業地域	林野率が 80% 以上、耕地率が 10% 未満の市町村

< 農業統計区分(都市の地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域) >



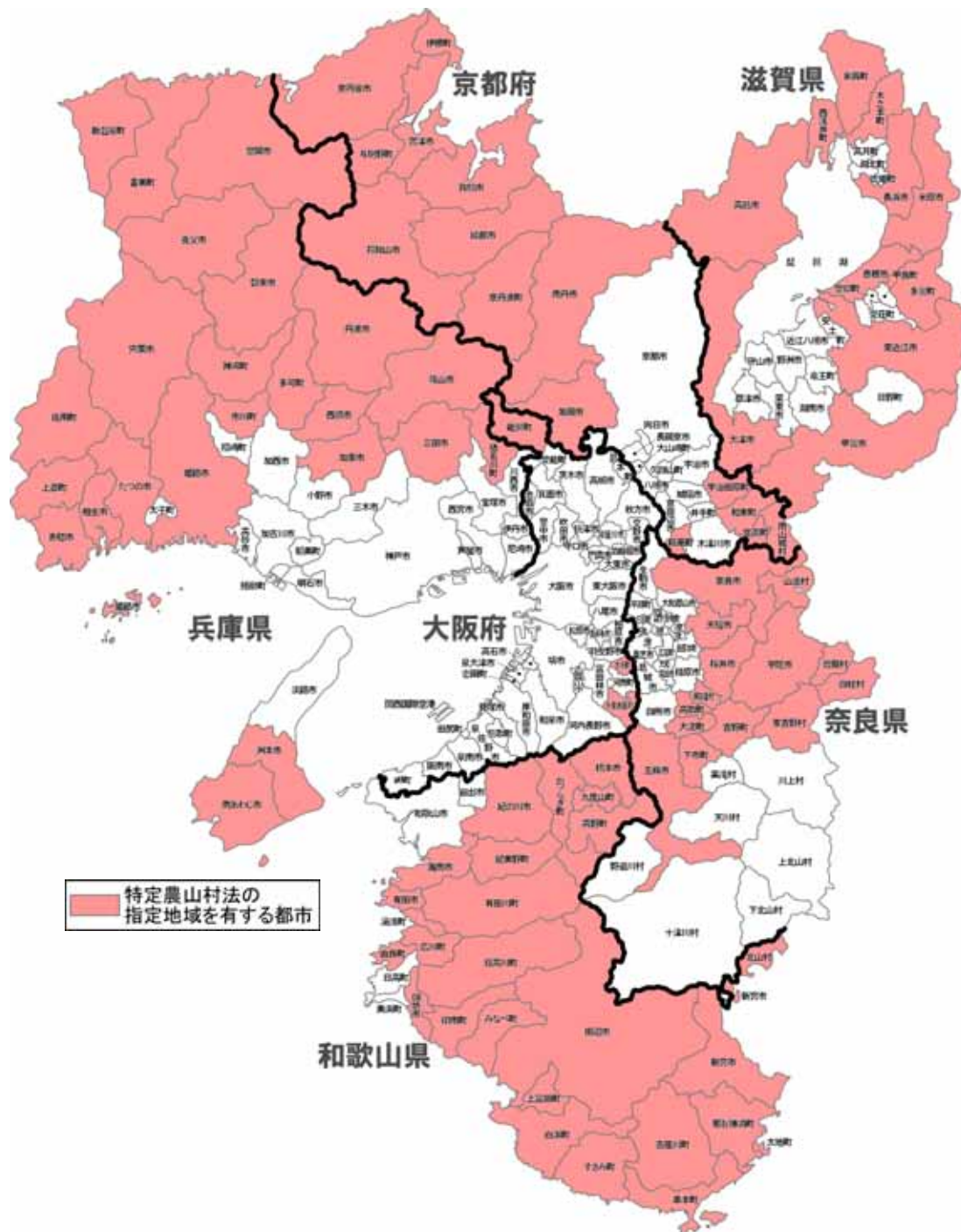
## 地域振興 5 法の指定地域

以下には、地域振興立法（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法による指定市町村の地域）より指定されている区域を示す。

### 特定農山村地域(特定農山村法)

特定農山村地域は、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、豊かで住みよい農山村の育成に寄与することを目的として、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」（略称：特定農山村法）（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に基づく政令により指定されている区域である。

< 特定農山村地域の存在する市町村(一部指定も含む) >



)振興山村地域(山村振興法)

振興山村地域は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っているが、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して遅れている実情にかんがみ、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的として、「山村振興法」(昭和40年法律第64号)第7条第1項に基づき振興山村として指定されている区域である。

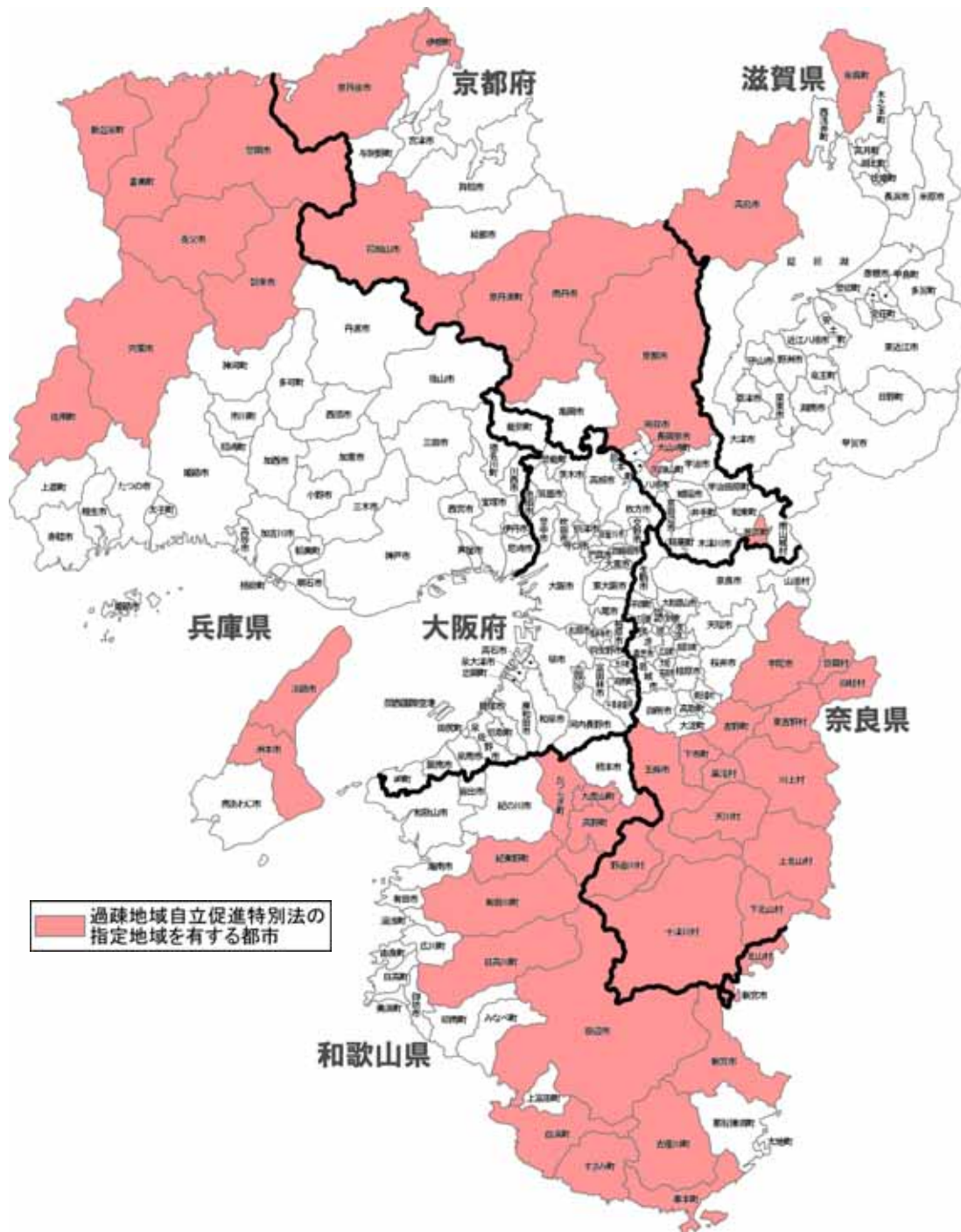
< 振興山村地域の存在する市町村(一部指定も含む) >



)過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法)

過疎地域は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低い地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的として、「過疎地域自立促進特別措置法」(平成12年法律第15号)第2条第1項に基づき指定されている区域である。

< 過疎地域の存在する市町村(一部指定も含む) >

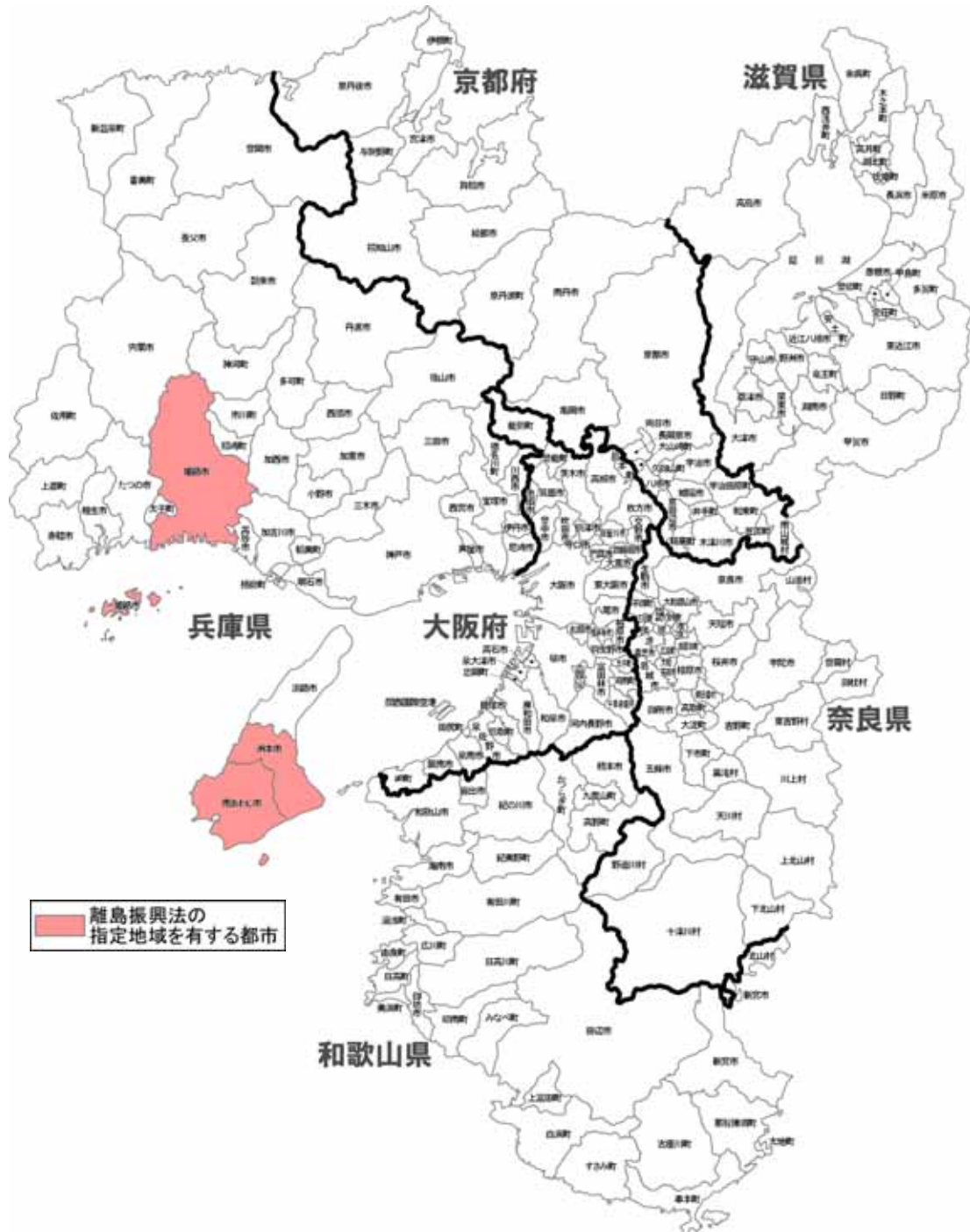




)離島振興対策実施地域(離島振興法)

我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、併せて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的として、「離島振興法」(昭和28年法律第72号)第2条第1項に基づき指定されている区域である。

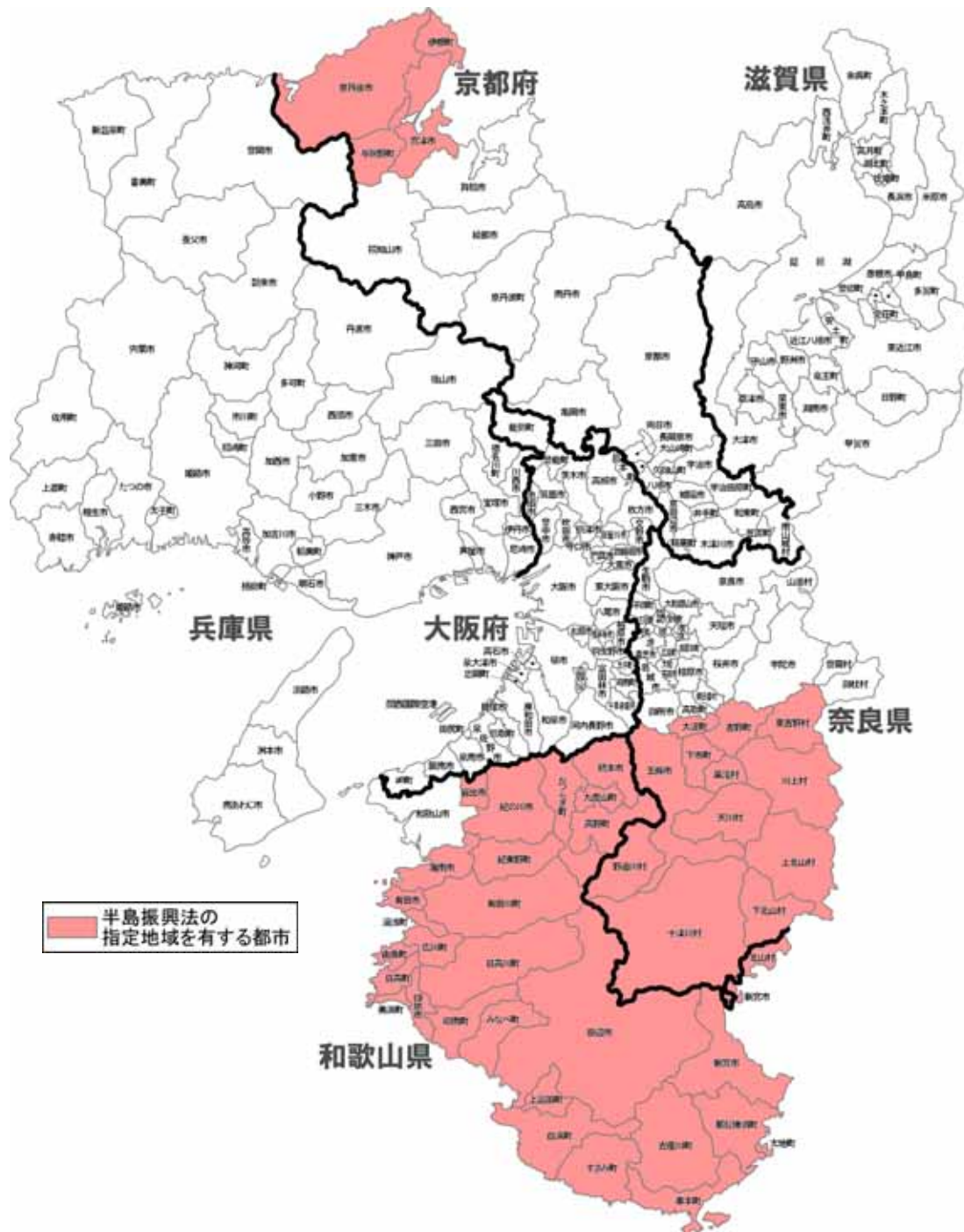
< 離島振興対策実施地域の存在する市町村(一部指定も含む) >



)半島振興対策実施地域(半島振興法)

三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して遅れている半島地域の振興を図り、地域住民の生活の向上と国土の均衡ある発展に資することを目的として、「半島振興法」(昭和60年法律第63号)第2条第1項に基づき指定されている区域である。

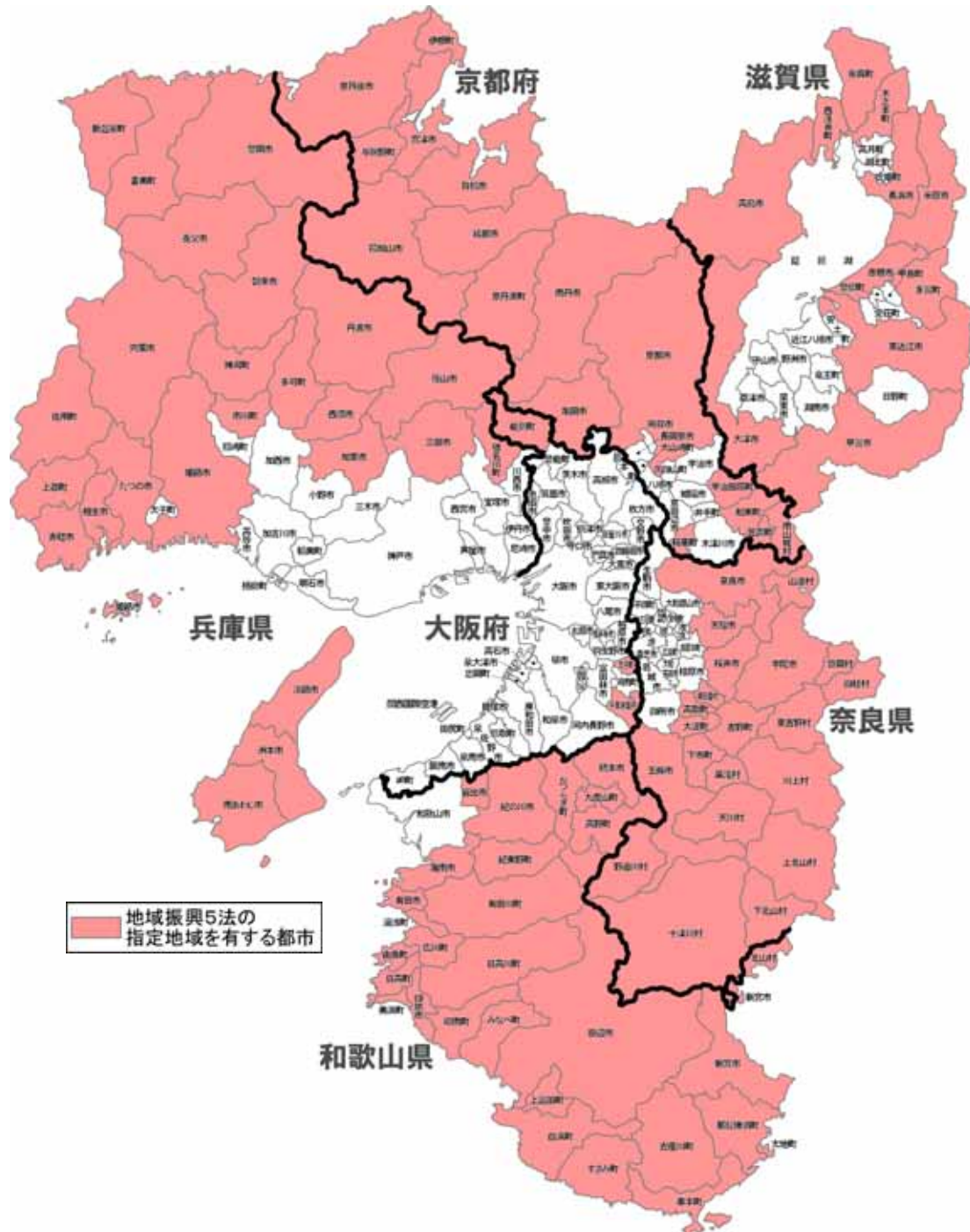
<半島振興対策実施地域の存在する市町村(一部指定も含む)>



)地域振興 5 法の指定地域

上記の地域振興立法（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法による指定市町村の地域）より指定されている市町村を示す。

< 地域振興 5 法の指定地域の存在する市町村（一部指定も含む） >



(2) 中心都市の整合性の確認

前述の都市機能集積度分析に基づく機能集積都市と既往設定都市圏における中心都市との整合性・差異を確認する。

ここでは、近畿圏内の市町村に以下の指標を用いて中心都市としての求心力について把握するものとした。

< 中心都市の整合性の確認に用いる指標 >

	指 標	評価ランク
昼間人口 吸引力	昼夜間人口比率	; 150%以上 ; 120%以上 150%未満 ; 110%以上 120%未満
	昼夜間人口差 (昼間 - 夜間)	; 100,000人以上 ; 10,000人以上 100,000人未満 ; 5,000人以上 10,000人未満
人口集積	D I D面積	; 200k m <sup>2</sup> 以上 ; 100k m <sup>2</sup> 以上 200k m <sup>2</sup> 未満 ; 50k m <sup>2</sup> 以上 100k m <sup>2</sup> 未満
	人口密度	; 10,000人/k m <sup>2</sup> 以上 ; 8,000人/k m <sup>2</sup> 以上 10,000人/k m <sup>2</sup> 未満 ; 5,000人/k m <sup>2</sup> 以上 8,000人/k m <sup>2</sup> 未満
商業・業務 活動集積	商品販売額	; 10兆円以上 ; 5兆円以上 1兆円未満 ; 1兆万円以上 0.5兆円未満
	第3次産業事業所数	; 10万事業所以上 ; 5万事業所以上 10万事業所未満 ; 2万事業所以上 5万事業所未満
産業活動 集積	製造品出荷額等	; 2兆円以上 ; 1兆円以上 2兆円未満 ; 1兆万円以上 0.5兆円未満
	第2次産業事業所数	; 4万事業所以上 ; 1万事業所以上 4万事業所未満 ; 0.5万事業所以上 1万事業所未満
小売吸引力	小売販売額	; 1兆円以上 ; 5千万円以上 1兆円未満 ; 3千万円以上 5千万円未満
	小売吸引力係数	; 2.0以上 ; 1.5以上 2.0未満 ; 1.2以上 1.5未満

昼間人口吸引力としては、夜間人口の小ささが影響する昼夜間人口比率よりも、昼夜間人口差の方が、人口吸引力の実態を適切に反映するものとなっている。

昼夜間人口差としては、大阪市、京都市が突出しているが、とりわけ大阪市は京都市の 8 倍と、近畿圏で突出した吸引力を發揮している。

さらに、神戸市、東大阪市、和歌山市、門真市、久御山町、摂津市、姫路市、草津市が多くなっており、中心都市として位置づけられていない久御山町が含まれている。

久御山町は、久御山工業団地による産業集積や大規模商業施設の立地により、夜間人口が 1.7 万人程度と比較的少ない人口に対して、町外からの従業人口の流入が相対的に大きくなっているためである。

一方、彦根市、守口市、大東市については、昼夜間人口差が大きいとはいえない。特に、守口市においては、産業面や商業・業務面から特筆すべき面がみられず、中心性を有するとは判断しにくい。

また、彦根市、草津市、大東市、門真市については、第 2 次産業集積による就業地としての求心性を有しているものの、商業・業務系の集積は多いとはいえない状況にある。ただし、大阪市と連担する大東市、門真市と比較して、彦根市、草津市については周辺都市と比較して、優位性を發揮するものと判断できる。

これらのことから、各中心都市については、以下のように捉えることができる。

< 中心都市の整合性に係わる判断 >

分類	都市名
諸機能の集積面から高い中心性を有する都市	京都市、大阪市、東大阪市、神戸市、姫路市、和歌山市
産業集積面から高い中心性を有する都市	彦根市、草津市、大東市、門真市
中心性を有すると判断しにくい都市	守口市

< 中心都市の整合性の確認 >

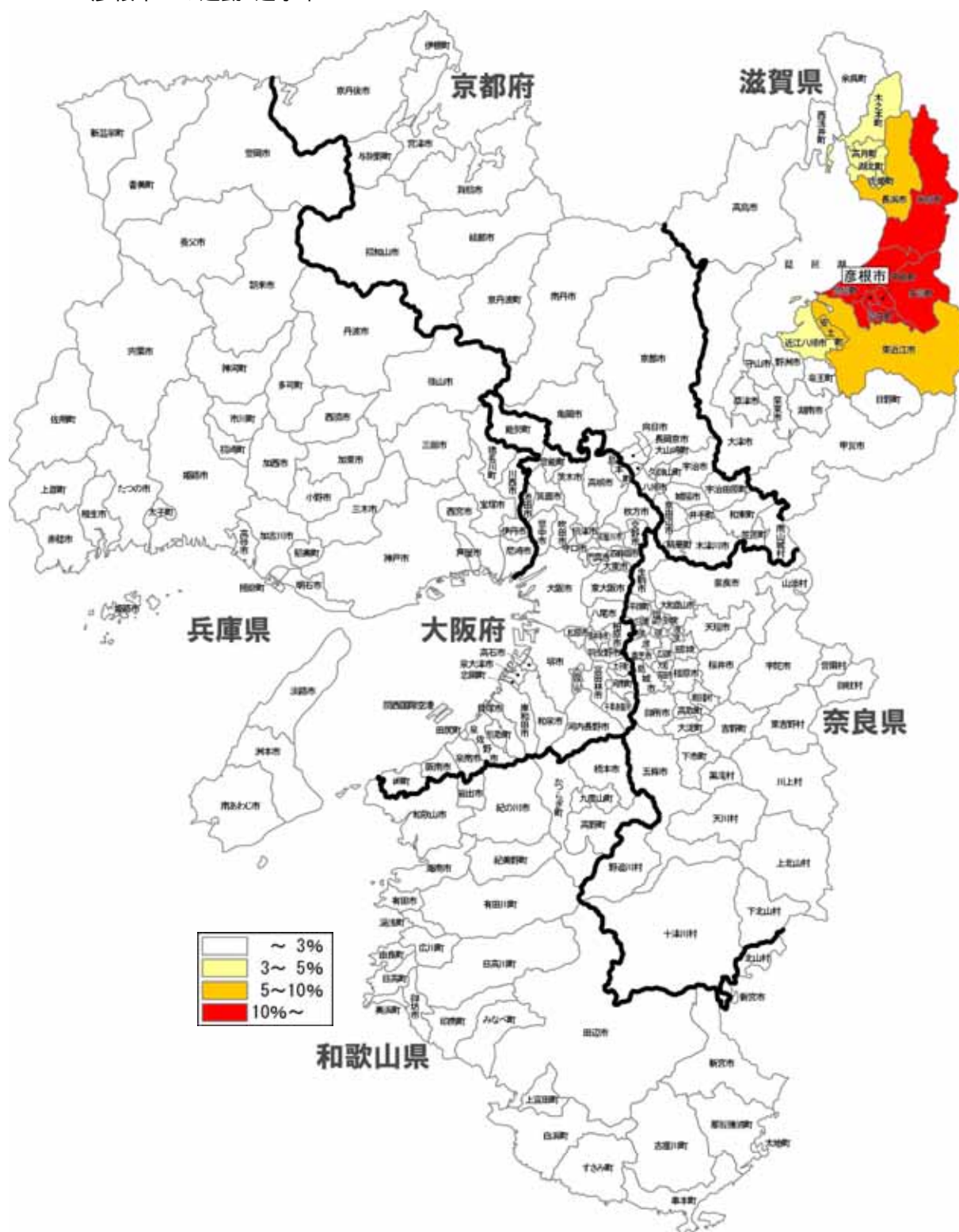
既往の中心都市	都市名	人口集積		活動吸引力		商業・業務活動集積		産業活動集積		小売吸引力	
		DID面積	人口密度	昼夜間人口比率	昼夜間人口差	商品販売額	第3次産業事業所数	製造品出荷額等	第2次産業事業所数	小売販売額	小売吸引力係数
	彦根市										
	長浜市										
	近江八幡市										
	草津市										
	甲賀市										
	東近江市										
	竜王町										
	虎姫町										
	京都市										
	福知山市										
	宇治市										
	向日市										
	久御山町										
	宇治田原町										
	大阪市										
	堺市										
	豊中市										
	吹田市										
	泉大津市										
	高槻市										
	守口市										
	枚方市										
	茨木市										
	八尾市										
	泉佐野市										
	寝屋川市										
	松原市										
	大東市										
	門真市										
	摂津市										
	高石市										
	藤井寺市										
	東大阪市										
	田尻町										
	神戸市										
	姫路市										
	尼崎市										
	明石市										
	西宮市										
	伊丹市										
	加古川市										
	高砂市										
	朝来市										
	福崎町										
	太子町										
	奈良市										
	大和郡山市										
	和歌山市										
	有田市										
	御坊市										
	新宮市										

### (3) 中心都市等の影響度分析

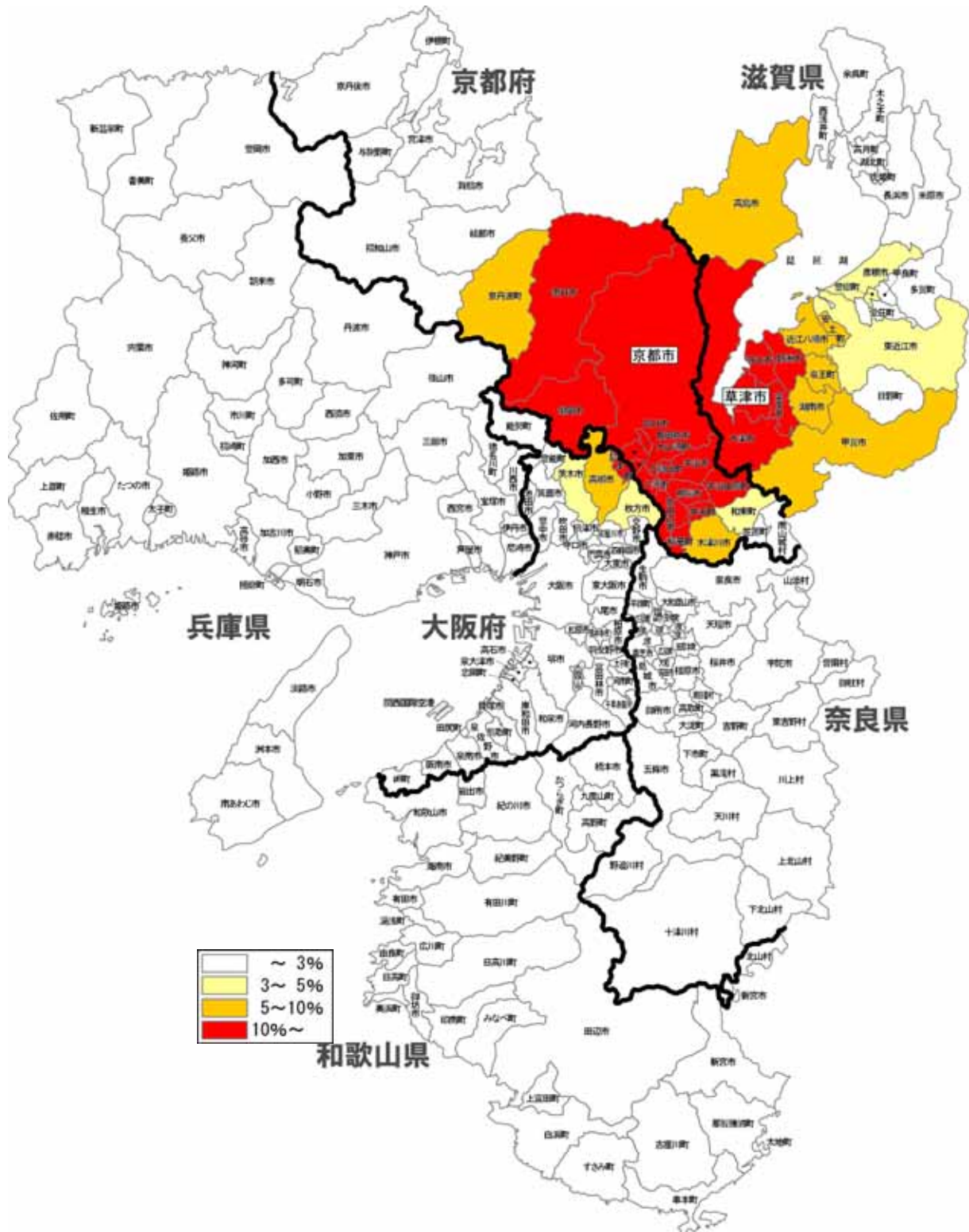
中心都市として設定した彦根市、草津市、京都市、大阪市、東大阪市、門真市、大東市、神戸市、姫路市、和歌山市について、国勢調査の通勤通学流動に基づき、中心都市の影響度（通勤・通学率）を分析する。

なお、京都市・草津市、大阪市・東大阪市・門真市・大東市については、近接にあり、相互の影響が大きいと考えられるため、一体的に取り扱うものとした。

#### < 彦根市への通勤・通学率 >

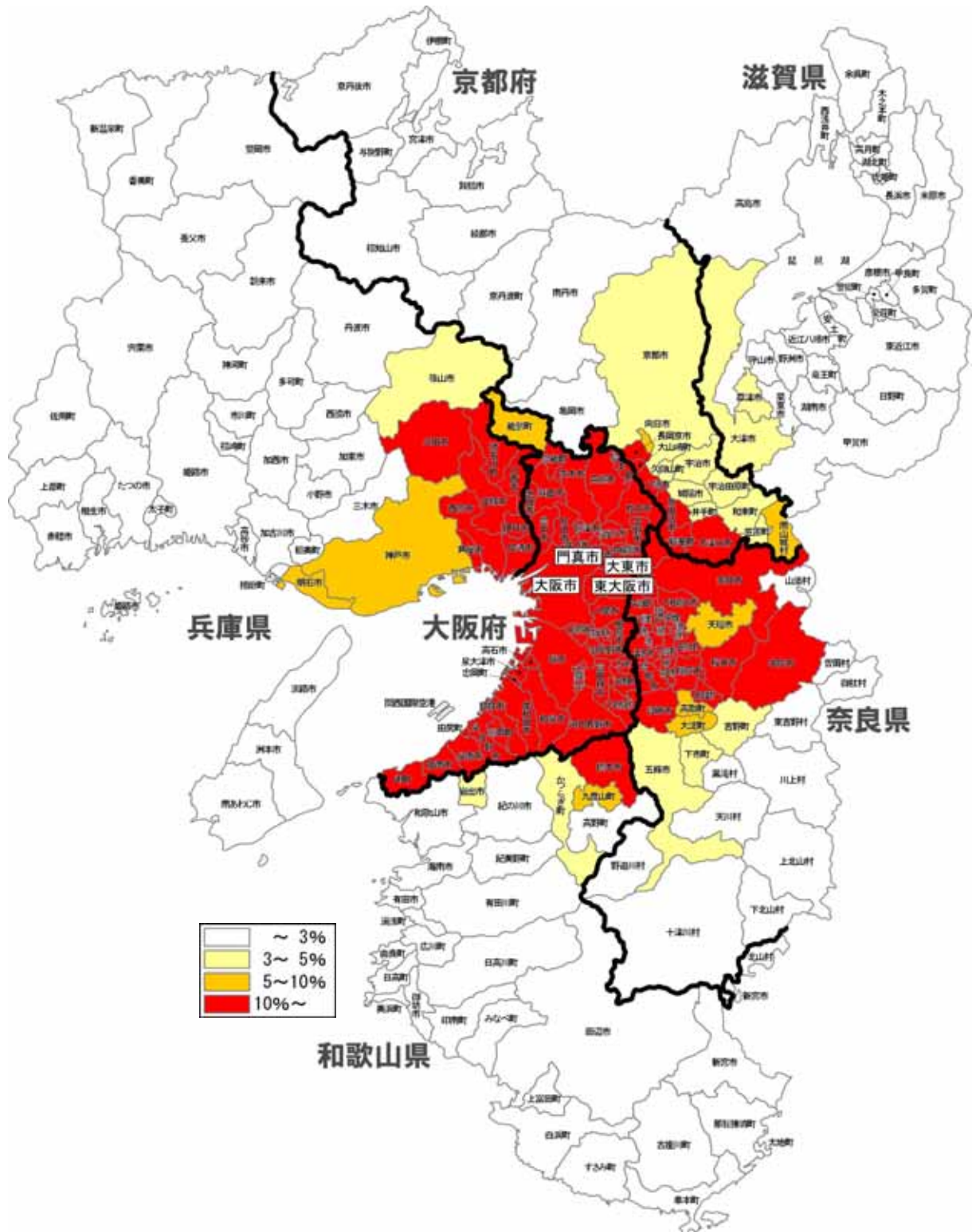


< 草津市・京都市への通勤・通学率 >

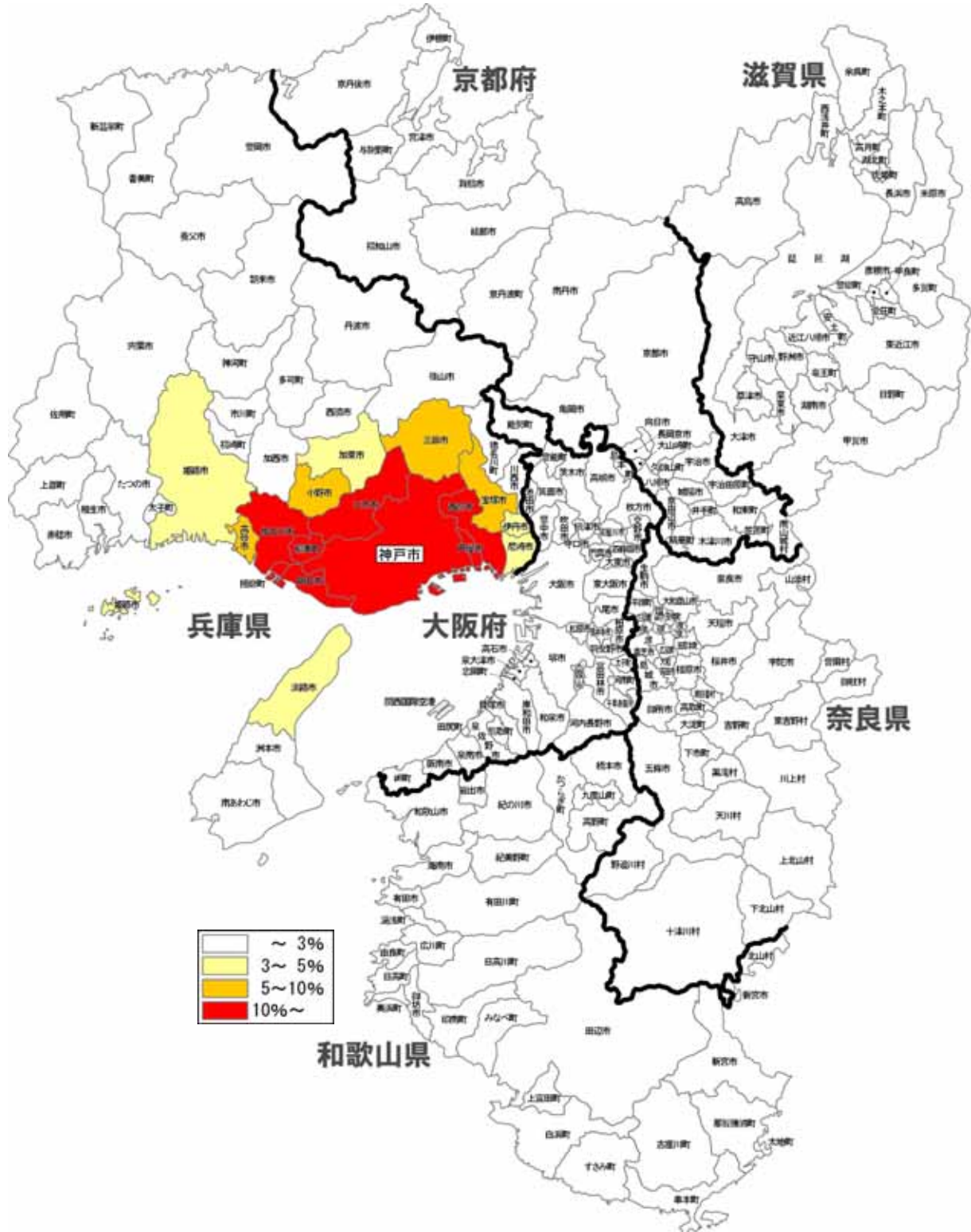




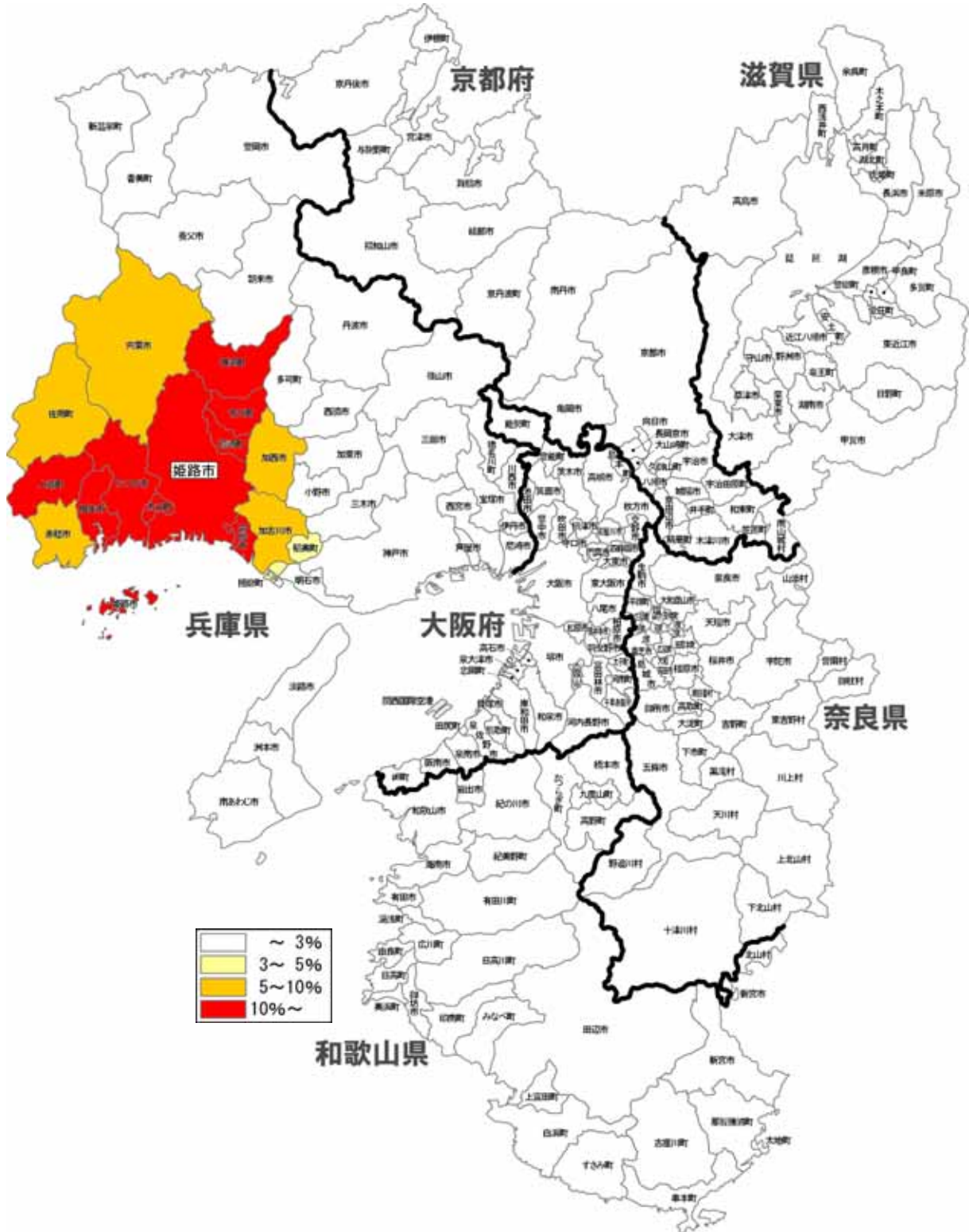
< 大阪市・東大阪市・門真市・大東市への通勤・通学率 >



< 神戸市への通勤・通学率 >



< 姫路市への通勤・通学率 >



< 和歌山市への通勤・通学率 >

